

## 箕面市手話言語条例（案）

### 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条一第八条）
- 第二章 手話の利用環境の整備等（第九条一第十二条）
- 第三章 雜則（第十二条）
- 附則

### 手話は言語である

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。

しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活や社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。

我が国が批准した障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められこととなった。

箕面市は、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会で手話を使用し、意思疎通を図ることができる社会を目指し、この条例を制定するものである。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- 一 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- 二 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- 三 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- 四 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

#### （基本理念）

第三条 手話の利用機会の確保は、市民が障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

- 2 手話を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。
- 3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

#### （市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 「手話言語の国際デー」等の機会を活用した、手話に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策
- 二 ろう者が手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策
- 三 市が主催する行事等において、手話通訳者の配置を進める施策

#### （市民の役割）

第五条 市民は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 手話に対する理解を深めること。
- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理

解すること。

- 三 相互に手話を利用することを尊重すること。
- 四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(事業者等の役割)

第六条 事業者等は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 手話に対する理解を深めること。
- 二 ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。
- 三 ろう者が手話を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。
- 四 手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(意見の聴取)

第七条 市は、市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、ろう者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聞くものとする。

(財政上の措置)

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 手話の利用環境の整備等

(手話を学ぶ機会の提供)

第九条 市は、市民及び事業者等が、手話に対する理解を深め、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

- 2 市は、前項の手話を学ぶ機会を提供するにあたり、難聴者及び中途失聴者の参加に必要な配慮を行うものとする。

(学校等による手話に対する理解の促進)

第十条 市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等による手話に対する理解の促進)

第十一條 市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

### 第三章 雜則

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。